

施設利用の手引き

～NPO法人エスエスエス～



NPO法人エスエスエス

千葉支部

千葉県千葉市中央区弁天 3-2-1 江澤ビル102

Tell 043-207-5321 Fax 043-207-5351

2007.12.1ver.

施設内容

当施設は社会への復帰や人生の充実を目指して、利用者同士が助け合いながら生活していく施設です。各施設には施設長および担当者がいます。

皆さまからの相談を聞きながら、生活しやすい環境づくりを心がけています。どんなささいな事でも結構です、お気づきの点などございましたらお気軽におっしゃってください。

1. 居室について

居室の種類は、施設によって相部屋、個室とありますが、各室に貴重品を管理する金庫などは、備え付けていません。私物（貴重品等）に関しては各自が責任をもって管理してください。

なお、居室内にはエアコン、テレビが備えつけられています。各施設の規則にしたがって使用してください。

2. 食事について

施設によって、調理された食事が提供される食堂タイプと、食材を自分で調理する自炊タイプがあります。食事を施設でとる事が基本となっています。仕事の時間帯により食事時間に間に合わない、病状により食事をとる事ができない等の理由がある場合は施設長、担当者に相談してください。

3. 外出、門限について

門限は、午後__時となっています。外出は自由となりますが、必ず外出記録簿に用件と外出先を記入してください。

4. 外泊について

外泊をする際は、必ず外泊届けに用件と外泊先を記入して施設長に届け出をしてください。（事情により外泊を認められない場合もあります。）

無断外泊は、一切禁止です。

5. 入浴について

最低でも週に3回以上は入浴してください。（入浴日が決まっている施設に関してはご自分の入浴日の確認をしてください。）

6. 施設内の掃除について

施設では、皆さまに気持ちよく生活していただくために、共用部分の掃除を当番制で行っています。（日頃より、施設内の美化にご協力ください。）

7. 施設周辺の掃除について

施設では、当番制で近隣の公園や道路を定期的に清掃いたします。自分の住む町内をきれいにしましょう。

※空き缶、タバコなどの投げ捨ては、絶対にしないでください。

8. 施設内当番制度について

施設内では、協力しながら生活していきます。原則として当番は全員参加となりますが、傷病・高齢・就労などの問題で参加できない場合は、施設長に相談してください。

例【配膳当番・食器洗い当番・掃除当番など】

9. 服装、理髪について

各自、常に清潔な身だしなみに気を使いましょう。定期的に理髪をするように心がけてください。

10. 喫煙について

タバコは施設内の決められた場所（食堂・廊下等）で吸って下さい。寝タバコは絶対にしないでください。火災の原因になります。

11. 所持品について

ガスコンロ、暖房機器などの火災の原因となりうる物は、一切持ち込まないでください。また、やむを得ない事情により電化製品などを持ち込む場合は、施設長・担当者に確認してください。定期的に居室内の確認をさせていただきますので、ご了承ください。

12. 施設内の備品について

施設内にある備品は大切に扱ってください。万が一、破損、故障した場合は速やかに施設長・担当者まで連絡してください。

13. エアコンの使用について

エアコンの使用は、節電に心がけ、適温での設定で使用してください。エアコンの使用時間が決められている施設は、利用可能時間を確認してください。

14. テレビの使用について

団体生活のため、テレビの使用時間は消灯時間までとします。食堂などのテレビを使用する際は、ゆずりあって使用してください。

15. 電話の使用について

施設内に公衆電話は設置されていません。

福祉事務所、病院、職場などへの連絡については施設の電話をご利用ください。

16. 飲酒について

施設内での飲酒は一切禁止です。お酒が原因でのトラブル（迷惑行為）を起こした方には即退去していただきます。

※酒気を帯びた方の施設内への立ち入りは一切禁止します。

17. 病院（通院・入院）について

ケガや病気などは、施設を利用しながら治療することができます。症状が重度の場合は入院もできます。

※病院関係の事はささいな事でも施設長に相談してください。

18. 就労について

施設を利用しながら就職活動をし、施設より通勤することが可能です。

就労先が決定した際は施設長に報告をしてください。

※生活保護を受給されている方は、収入が発生した場合、必ず福祉事務所への収入申告を行ってください。収入申告を行わない場合は行政処分の対象となりますので、ご注意ください。

※就労による収入に関しては、基礎控除をはじめとする各種控除があります、ご不明な点などございましたら、施設長・担当者にご相談ください。

19. 内部雇用制度について

当法人では、内部雇用制度を設けています。施設の調理、施設の手伝いなど、アルバイトをしてみたい方は、施設長へ相談してください。

20. アパート、マンション転宅について

アパートやマンションなどの入居が決定した際は、必ず施設長に連絡してください。帰省や地方での就労など、転宅を希望される方は、施設長もしくは、担当者までご相談ください。

21. 各種相談ごとについて

生活をしていく上での相談ごとは、施設長および担当者に相談してください。
～どんなささいな事でも結構です、一人で悩まないで相談してください～
また、当法人施設は各地域にありますので、事情によっては他施設への移動も可能です。

22. 問合せ先、苦情相談窓口

どんなささいな事でもかまいませんので、事務所まで直接訪問されるか電話にてご相談ください。

特定非営利活動法人エスエスエス千葉支部

(苦情相談窓口) フリーダイヤル 0120-853-733

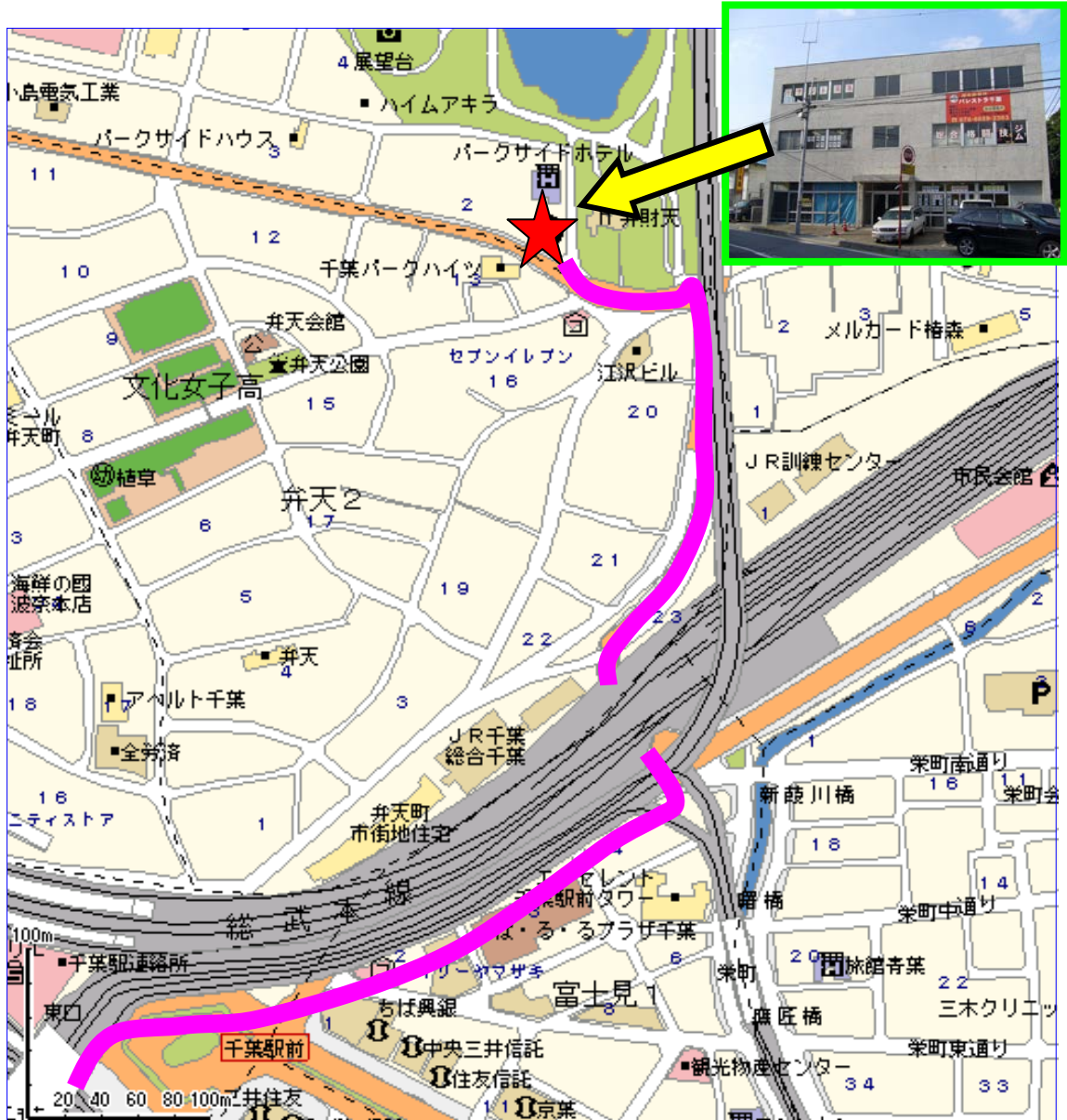
(住所) 千葉県千葉市中央区弁天 3-2-1 江澤ビル102

ドロップインセンター

(相談窓口) フリーダイヤル 0120-407-119

(住所) 千葉県千葉市中央区弁天 3-2-1 江澤ビル 101

特定非営利活動法人S.S.S.千葉支部・ ドロップインセンター案内図



道順説明 (歩10分程度)

- ・ JR千葉駅東口を出る。
- ・ ロータリーを左沿いに進む。
- ・ 駅前交番の前を線路沿いに進み最初の信号を左折、ガード下をくぐる。
- ・ 上って左のラーメン屋さんを左折。
- ・ すぐにセブンイレブンがあり、道路を渡った3階建ビルの1階。

S.S.S.千葉支部ドロップインセンター
千葉市中央区弁天3-2-1-101

TEL : 043 (207) 5800

FAX : 043 (207) 5351

お気軽にお問合せください。